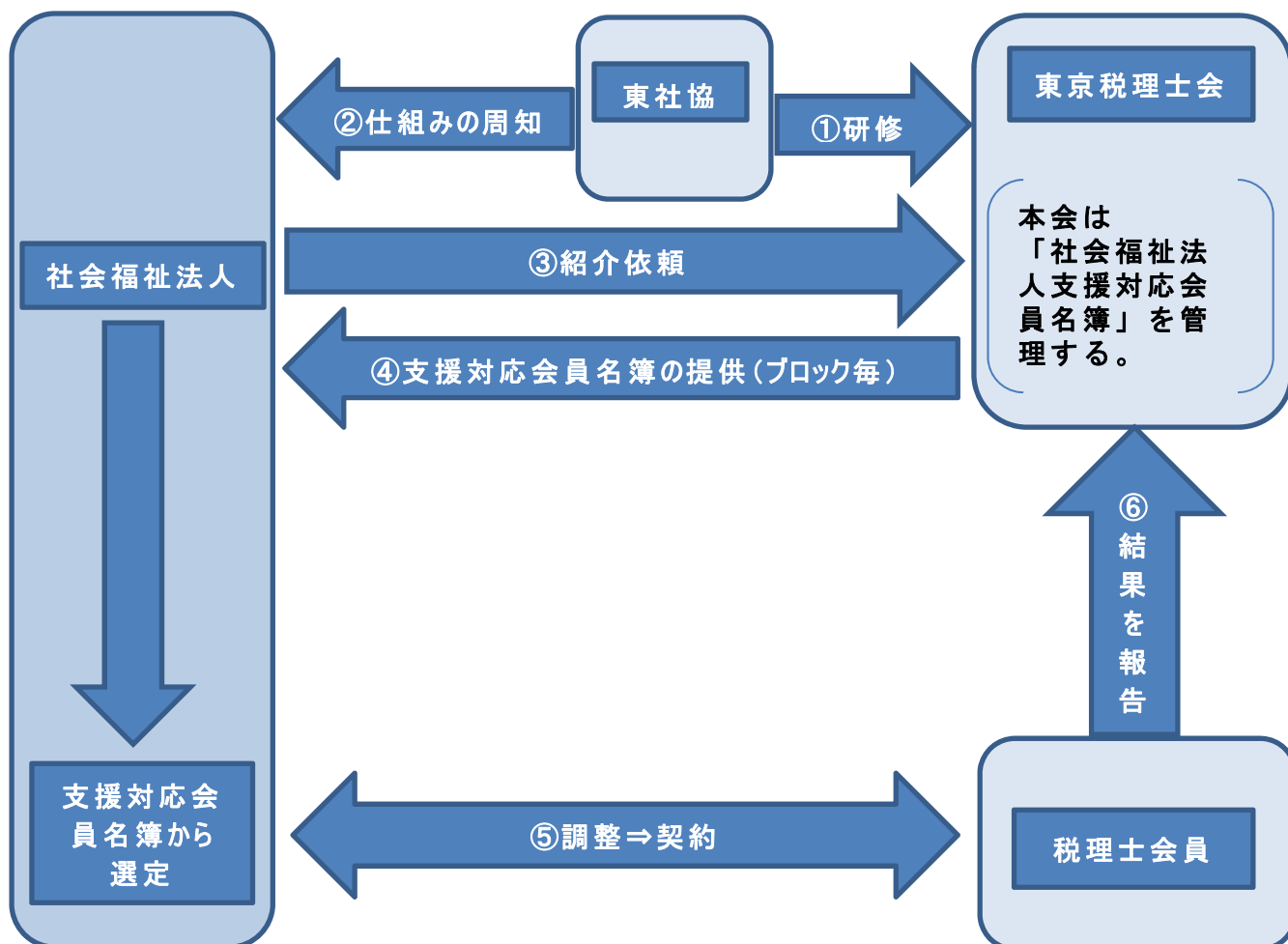


## 紹介までの流れについて

研修受講から社会福祉法人（以下、「法人」）への紹介までの流れは、下記のチャート図のとおりとなっております。

### 【税理士紹介までのチャート図】



#### ① 研修

研修を受講した税理士のみが紹介の対象となります。

#### ② 税理士紹介の仕組みの周知

東京都社会福祉協議会（「以下、「東社協」）から法人に対し、税理士紹介の概要が周知されます。

#### ③ 紹介依頼

法人から東京税理士会宛に税理士紹介依頼を FAX にて税理士紹介を依頼します。

#### ④ 支援対応会員名簿の提供

東京税理士会より、地域性を考慮し、紹介依頼のあった法人の近隣に事務所を置く「社会福祉法人支援対応会員名簿」リストを提供します。

#### ⑤ 調整・契約

法人は、「社会福祉法人支援対応会員名簿」から希望する税理士に連絡を取り、調整を図ります。調整・契約は、あくまでも税理士と法人の当事者間で行います。

税理士は、法人との調整の結果（契約・未契約）を東京税理士会に連絡します。

⑥結果を報告

税理士は、法人との調整の結果（契約・未契約）を東京税理士会に連絡します。